平成24年12月20日

各　　位

会 社 名　株式会社ワンダーコーポレーション
代表者名　代表取締役社長　日下　孝明
（ＪＡＳＤＡＱ・コード番号：３３４４）
問合せ先　常務取締役管理本部長　宮本　正明
（TEL：０２９－８５３－１３１３）

株式会社新星堂普通株式に対する公開買付けの開始及び同社との資本業務提携契約の締結に関するお知らせ

株式会社ワンダーコーポレーション（以下「当社」又は「公開買付者」といいます。）は、平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、株式会社新星堂（以下「対象者」といいます。）の株式を金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）に基づく公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得すること、及び対象者との間で、資本業務提携契約（以下「本資本業務提携契約」といいます。）を締結いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

Ⅰ．本公開買付けについて

１．買付け等の目的等

（１）本公開買付けを含む本件取引の概要

当社は、対象者、対象者の筆頭株主である大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社（以下「ＤＰＩ」といいます。ＤＰＩは対象者の普通株式を17,500,000株（株式所有割合（注）：49.65%、以下「本件株式」といいます。）保有しています。）及びＤＰＩと親会社（株式会社大和証券グループ本社）を共通にするのぞみ債権回収株式会社（以下「のぞみ債権回収」といいます。）と協議を行い、債務超過に陥っている対象者の財務状況やリーマンショック以降の消費や市況の悪化している事業環境に鑑みると、対象者の債務超過解消に対して即効性があり、また既存株主の皆様に対して希薄化等による影響を最小限に抑えることが可能で、かつ、一時的な手当てではなく中長期的に対象者の成長に繋がり、強固な財務基盤及び経営体制の構築が可能となる施策が必要であるとの認識のもと、当社が本件株式並びにＤＰＩ及びのぞみ債権回収が有する対象者に対する貸付債権の一部を譲り受け、かつ必要に応じて対象者による第三者割当増資を引受けて対象者を連結子会社化した上で、対象者との事業提携を行うことが、当社及び対象者の企業価値の向上に資すると判断いたしました。そこで、当社は、平成24年12月20日開催の当社取締役会において、①株式会社大阪証券取引所の開設する市場であるＪＡＳＤＡＱスタンダード市場（以下「ＪＡＳＤＡＱスタンダード」といいます。）に上場している対象者の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）のうち、本件株式を含めて、対象者の議決権の過半数に相当する普通株式を取得し、対象者を連結子会社とすることを目的とする本公開買付けを実施すること、②本公開買付けの成立後、本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）又は別途当社とＤＰＩが合意する日（遅くとも平成25年２月末日より前となる見込みです。）において、ＤＰＩが対象者に対して有する貸付金債権（本日現在10億円）の全部及びのぞみ債権回収が対象者に対して有している貸付金債権（本日現在6,971,951,381円）の一部（4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）を、ＤＰＩから235,000,000円にて買受けること（以下、買受ける債権を「本件債権」といい、本件債権の譲渡を「本債権譲渡」といいます。）、③①によっても、当社が対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合には、②の後、対象者において

検討される第三者割当増資（対象者は、発行新株式数は当社が対象者の議決権の過半数を取得できる範囲で、払込期日は平成25年２月下旬として、それぞれ決定することを検討する予定とのことです。また、払込金額は当社にとって特に有利とならない金額となります。以下「本第三者割当増資」といいます。）を引受けて、対象者の議決権の過半数を取得すること、並びに④①及び②の取引の完了を条件として、本件債権の内10億円を除く債権全額（4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）を放棄すること（以下、「本債権放棄」といい、①乃至④を併せて「本件取引」といいます。）、並びに、これに伴い、対象者との間で本資本業務提携契約、ＤＰＩとの間で公開買付応募契約（以下「本応募契約」といいます。）及び本債権譲渡に係る債権譲渡契約（以下「本債権譲渡契約」といいます。）を締結することを決議いたしました。

当社は、上記決議に基づき、本公開買付けに際し、平成24年12月20日、対象者との間で本資本業務提携契約を締結しております。また、同日、ＤＰＩとの間で本応募契約を締結し、本件株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ており、さらに、同日、ＤＰＩとの間で本債権譲渡契約を締結しております（本資本業務提携契約、本応募契約及び本債権譲渡契約の概要については、後記「（４）本公開買付けに関する重要な合意等」をご参照ください。）。

（注）株式所有割合とは、対象者が平成 24 年 10 月 15 日に提出した第 50 期第２四半期報告書に記載された平成 24 年８月 31 日現在の発行済株式総数 35,249,090 株に対する割合（小数点第三位以下を四捨五入。）を意味します。以下「株式所有割合」について同じです。

① 本公開買付けの概要

当社は、上記のとおり、対象者を連結子会社化する前提として、ＤＰＩが保有する対象者株式17,500,000株（株式所有割合：49.65％）の取得を含めて、対象者の議決権の過半数に相当する普通株式を取得し、対象者を連結子会社化することを目的として、本公開買付けを行います。当社は、平成24年12月20日、ＤＰＩとの間で本応募契約を締結し、ＤＰＩが保有する対象者株式の全てについて本公開買付けに応募する旨の合意を得ております。本公開買付けにおける対象者株式の買付け価格（以下「本公開買付価格」といいます。）は１株あたり38円としております。

本公開買付けにおいては、買付予定数の下限をＤＰＩが保有する対象者株式の数と同数である17,500,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：49.65％）としており、応募株券等の総数が買付予定数の下限に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。また、当社は、買付予定数の上限を20,000,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：56.74％）としており、応募株券等の総数が買付予定数の上限（20,000,000株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第27条の13第５項及び発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成２年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。以下「府令」といいます。）第32条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

なお、対象者が公表した平成24年12月20日付け「株式会社ワンダーコーポレーションとの資本業務提携契約の締結及び同社による当社株式に対する公開買付に関する賛同意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、現在の事業環境や対象者を取り巻く状況を総合的に勘案しつつ、債務超過解消に対して即効性があり、また既存株主に対して希薄化等による影響を最小限に抑えることが可能で、かつ、一時的な手当てではなく中長期的に対象者の成長に繋がり、一層強固な財務基盤及び経営体制の構築が可能となる施策が必要であるとの認識のもと、当社が対象者の議決権の過半数を取得した上で、当社との事業提携を行うことが、対象者及び当社の企業価値・株主価値の向上に資すると判断したとのことです。そして、当社との資本業務提携を通じて安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境を整えることは、対象者のあらゆるステークホルダーの期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社とエンターテイメント小売業のトップ企業を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であると判断するに至ったとのことです。

また、対象者は、対象者の今後の発展のためには、対象者の自主性を維持することが必要であると考えているところ、本公開買付けにおいては、対象者株式の上場を維持することが前提とされており、かつ本資本業務提携契約においては、対象者の商号・店舗ブランドを維持すること等について合意されており、

対象者及び当社は、対象者が当社の連結子会社となることにより、両社の経営資源、ノウハウ等を相互に共有し合い、両社の企業価値を向上させることを企図しております。対象者としては、対象者の上場企業として経営の自主性の維持と、当社が対象者の親会社となることによる資本の安定性を確保することができ、これまで以上に事業活動に専念し、企業価値・株主価値の向上に集中できるものと考えているとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、対象者及び当社から独立した第三者算定機関である株式会社アミダスパートナーズ（以下「アミダスパートナーズ」といいます。）並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえたうえで、平成24年12月20日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしているとのことです。

なお、対象者としては、後記「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のアミダスパートナーズより取得した株価算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であり、またディスカウンテッド・キャッシュ・フロー方式（以下「ＤＣＦ方式」といいます。）による算定結果に示された価格のレンジを上回る価格であることから、不合理な価格ではないと考えておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社が、本件取引の結果、ＪＡＳＤＡＱにおける上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合は上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場を維持するための最適な方策を講じる予定であるため、現時点において本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであること等を総合的に勘案して、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断し、対象者取締役全員の一致により、その旨もあわせて決議しているとのことです。

② 本債権譲渡の概要

当社は、上記のとおり、対象者の債務超過を解消して再建することを目指しており、そのためには、当社が主要な貸付債権者となり、親会社の責任で債権の回収又は放棄を行うことが適切であると考えています。

まず、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収は、本日現在、対象者に対して、準消費貸借契約に基づく貸付金債権を、それぞれ1,000,000,000円、6,971,951,381円（合計7,971,951,381円）を有しているところ、のぞみ債権回収は、対象者に対して有している当該貸付金債権について対象者と平成24年12月20日付けで準消費貸借契約（以下「本準消費貸借契約」といいます。）を締結して５本の貸付金債権に分割し、本準消費貸借契約に基づく当該貸付金債権の全てを、本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）又は別途のぞみ債権回収とＤＰＩとの間で合意する日（遅くとも平成25年２月末日より前となる見込みです。）に、ＤＰＩに譲渡することを予定しております。

その後、当社は、本債権譲渡契約に基づき、本公開買付けの成立を条件として、本公開買付け成立後に、上記のＤＰＩとのぞみ債権回収との間の債権譲渡後にＤＰＩが有している債権の一部（のぞみ債権回収から譲り受けた債権の一部（4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）、及びＤＰＩが元々有していた債権1,000,000,000円全部）を、本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）又は別途当社とＤＰＩとの間で合意する日（遅くとも平成25年２月末日より前となる見込みです。）に、ＤＰＩから代金合計235,000,000円にて譲り受ける予定です。

③ 本第三者割当増資の概要

当社は、上記のとおり、対象者を連結子会社化し、対象者の財務体質を改善させて企業価値を向上させることを目的としていることから、本公開買付けによって、対象者の議決権の過半数を取得することができなかった場合には、本公開買付け後に対象者において検討される本第三者割当増資を引き受けることを予定しています。

具体的には、対象者は、以下の条件の本第三者割当増資を行うことを検討する予定であるとのことです。

発行新株式数：当社が対象者の議決権の過半数を取得できる範囲で決定することを検討予定
払込金額：未定（但し、当社に特に有利とならない金額とする。）
払込期日：平成 25 年２月下旬

当社は、本第三者割当増資が実施された場合には、これにより割当てられる対象者株式を全て引き受ける予定です。その場合、本第三者割当増資により、当社は対象者の議決権の過半数を取得する予定です。

なお、対象者は、本第三者割当増資の払込金額を、本第三者割当増資に係る対象者取締役会決議を行う日の前営業日のＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の終値を参考に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠して、会社法第199条第３項に規定されている特に有利な金額には該当しないものとする予定とのことです。

④　本債権放棄の概要

当社は、上記①及び②の取引の完了を条件とし、平成25年２月末日までの間に、本件債権を、10億円を残して、全て債権放棄する予定です（債権放棄額は、4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）。

本債権放棄が実行された場合には、対象者の債務超過は解消される見込みです。

なお、対象者は、後記「（６）上場廃止となる見込み及びその事由」のとおり、本債権放棄後に大阪証券取引所の定めるＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第50条に規定する「再建計画等の審査にかかる申請」を大阪証券取引所に行う予定です。

（２）本公開買付けを実施するに至った背景及び目的並びに本公開買付け成立後の経営方針

①　本公開買付けを実施するに至った背景及び目的

対象者は、音楽・映像ソフト・楽器販売の専門店として、業界としては最大規模となる155店舗（平成24年11月30日現在）を展開しております。対象者によれば、対象者は、音楽映像パッケージソフト市場の縮小により売上高の減少が続く中で、安定的に事業を継続していくためには、財務体質を抜本的に改善することが不可欠であると判断し、平成20年４月「ＲＣＣ企業再生スキーム」に基づく私的再生手続の中で、ＤＰＩにスポンサーとして支援をしてもらうこととなり、ＤＰＩと親会社を共通にするのぞみ債権回収より、以下の支援を受けているとのことです。

ⅰ　平成 20 年６月 24 日、ＤＰＩによる、対象者発行の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債 10 億円の引受け

ⅱ　平成 20 年６月 19 日、のぞみ債権回収による、対象者に対する金融債権（総額 176 億 73 百万円）全額の全金融債権者からの取得、及びのぞみ債権回収との間の当該債権を消費貸借の目的とする金銭準消費貸借契約の締結、並びに同年８月４日に 31 億円の債権放棄

ⅲ　平成 20 年８月４日、ＤＰＩによる、対象者発行の第三者割当による増資（普通株式 17,500,000 株、発行価額１株につき 80 円、発行価額 14 億円）の引受け。なお、同日付でワンスアラウンド株式会社による、対象者発行の第三者割当による増資（1,250,000 株、発行価額１株につき 80 円、発行価額１億円）の引受け

また、対象者によれば、対象者は、財務体質の改善にあわせ、営業面で次のような対応を行ったとのことです。店舗戦略として、大きさも立地も様々な当社の店舗を、アイテム、規模・立地及び顧客のニーズなどに合わせて、それぞれ異なるブランドイメージで展開し再構築するというマルチブランド戦略を出店戦略の基本とし、平成21年２月期と平成22年２月期の２年間で20店舗の出店を計画しました。しかし、リーマンショックを主因とする消費や市況の悪化により、ブランド変更を伴う大規模な改装は投資回収が困難であると判断するに至り、新ブランドを導入した新規出店は２年間で６店舗にとどまりました。このため、新ブランド導入に代わり、既存店舗の面積縮小による効率化のための改装を、平成22年２月期までの２年間で15店舗実施しました。また、市場縮小が著しい音楽・映像ソフト販売中心の事業モデルからの転

換を図るべく、既存の音楽・映像ソフト販売店に楽器売場を併設した楽器複合型店舗への改装を、平成22年２月期までの２年間に15店舗実施しました。

しかしながら、個人消費の落ち込みとデフレの進行は、計画時の想定以上に音楽映像ソフトや楽器の需要の低迷を招き、不採算店舗閉鎖（２年間で39店舗）と相まって、売上高は計画を下回る結果となりました（既存店舗の売上高は、平成21年２月期において前年比約90％、平成22年２月期において前年比88％で推移しました。）。

収益力強化策として、価格政策や仕入先メーカーの協力によるリベート（仕入割戻）の拡大を通じて、売上総利益率の改善を計画しましたが、販売不振による運転資金不足を補うために、不稼働在庫や閉店店舗の在庫の大幅な値引き販売を実施したことにより、売上総利益率は計画に対して平成21年２月期が約1.8％、平成22年２月期が約2.8％それぞれ下回る結果となりました。販売管理費は、正社員の退職や給与減額により計画以上に抑制したものの、売上高の減少や売上総利益率の低下を補うには至らず、平成22年２月期において当期純損失3,226百万円を計上し、1,275百万円の債務超過となりました。

平成22年２月期の多額の損失計上及び債務超過を受けて、費用構造の大幅な改善を図り、純資産を回復させるべくＤＰＩ及びのぞみ債権回収より追加の金融支援を仰ぐこととなりました。

追加金融支援として、のぞみ債権回収から、元本弁済の一部の弁済猶予（平成22年２月、５月及び８月の各月末日における元本返済の猶予）、期限の利益の請求喪失の留保、元本30億円の債務免除を受けました。他方、かかる追加の金融支援を受けるとともに、対象者では、のぞみ債権回収に対して追加担保の設定（不動産及び楽器在庫に担保権を設定）を行い、また、全正社員を対象に185名（平成22年２月末現在の正社員数424名）の希望退職を募集し、これに応募した175名が平成22年５月20日付で退職しました。また、45％～65％の役員報酬の減額と平均水準30％の従業員の給与減額を実施しました。この結果、平成23年２月期は、売上高は294億82百万円となり、営業損失は３億80百万円、経常損失は５億38百万円を計上したものの、債務免除を受けたことから、当期純利益は20億15百万円となり、債務超過を解消しました。このように、近年、売上効率の向上、人件費及び物件費率の低減を進め、業績の向上、収益改善を図っておりましたが、費用削減による収益改善を優先してきたため、収益の拡大に向けた投資や生産性向上に向けたITシステムへの投資については、極めて限定的な実施に留まらざるを得ず、費用削減が売上の減少を捕えない状況となり、また先般の東日本大震災の影響により新譜の制作が停滞したため、事業年度後半の売上高が当初計画を下回る結果となったこと等から平成24年２月期において再度43百万円の債務超過に陥り、ＪＡＳＤＡＱが定める上場廃止基準（「上場会社が債務超過の状態となった場合において、１か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合」（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第47条第１項第（３）号））に基づいて、上場廃止の猶予期間に入っており、平成25年２月末日までに債務超過を解消できなかった場合には対象者株式は上場廃止となることが見込まれております。対象者では債務超過を早期に解消すべく、収益拡大及びコストコントロールの徹底等に取り組んでいるものの、上場廃止の猶予期限である平成25年２月期事業年度末までの既存事業による業績見込みに照らせば、依然として債務超過を解消できる見通しには至っておらず、苦戦を強いられております。

そこで、対象者は、今後の事業の展開について、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収と協議を進めた結果、対象者単独で成長戦略を描くには資金・ノウハウの面で不十分であるとの認識の下、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収は、平成23年秋ごろより同社らが保有する株式と債権の譲渡先選定手続きに着手しました。国内の主要な流通・小売・通信・メディア等の事業者に接触し、関心を示した複数の企業からの提案を比較検討した結果、平成24年７月に当社を新スポンサーとして選定するに至ったとのことです。

他方、当社は、ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、レンタルを柱としたエンタテインメント専門店「WonderGOO」及び「WonderGOO-RE」、リユース専門店「WonderREX」、化粧品専門店「CoLeColle」、インターネット・カフェ専門店「Wondercafe」の４業態で、北関東を中心に173店舗（平成24年11月30日現在）を展開しております。店舗をITによってより魅力あるものとし、また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder（＝新たな発見、驚き）」をお届けする企業として、お客様の利便性と店舗収益力の向上を図ってまいりました。また、当社は、複数の商材を取り扱いながら効率的に商品を管理するPOSシステムや自社物流体制を有し、また店内で高速Wi-Fi回線も開放して、高画質映像を楽しめる接続環境を整備するなど、業界内でも先進的な取り組みを行っています。さらに、当社は、店舗内にライ

ブスタジオを設置し、顧客とアーティストの接点づくりを積極的に行っているなど、店頭の価値を高めるための様々な手段を有しています。そこで、当社が対象者と連携して事業展開することで、現在対象者が対応しきれていない事業の環境変化への対応、ITシステムへの対応を進めることができ、かつ、異なる業態・立地の２社の連携は相互補完の関係にあり、また、同じ音楽・映像ソフトを取り扱うことから、共同商品調達・共同商品開発による顧客価値の増大、物流やITシステムの連携や本社機能の協働化によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上といったシナジーを得ることも可能となります。

以上の事情を勘案の上、当社は、対象者の有する音楽専門店としてのノウハウを活用し、消費者のニーズに応えるための専門性及び利便性の更なる強化、より効率的な店舗運営を達成することで、業種業態を超えた企業間競争が激化するエンタテインメント小売業界の再構築を目指すため、平成24年７月頃から当社と対象者、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収の間で、当社と対象者の資本業務提携の実現に向けて協議・検討を重ね、平成24年10月１日に基本合意書を締結いたしました。かかる基本合意書の概要は以下のとおりです。

（ａ）資本提携等

当社は、ＤＰＩの保有する本件株式を取得し、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収が有する対象者に対する貸付債権の一部を譲り受ける。

また、当社は、対象者の財務体質を改善させ、企業価値を向上させる方策を検討する。

（ｂ）業務提携

当社及び対象者は、以下の項目について業務提携を推進することに合意し、かかる提携を進めるために業務提携プロジェクトを設置する。

・共同商品調達・共同商品開発
・出店戦略
・店頭の活性化
・ＩＴインフラの活用
・本部機能の集約

当社は、当該基本合意書に基づき対象者、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収との間で協議を続けた結果、債務超過解消に対して即効性があり、また既存株主の皆様に対して希薄化等による影響を最小限に抑えることが可能で、かつ、一時的な手当てではなく中長期的に対象者の成長に繋がり、一層強固な財務基盤及び経営体制の構築が可能となる施策が必要であるとの認識のもと、当社が本公開買付け及び対象者において必要に応じて検討される本第三者割当増資による引受けにより対象者の議決権の過半数を取得した上で、対象者との事業提携を行うことが、当社及び対象者の企業価値の向上に資すると判断いたしました。具体的な事業提携等の内容については、後記「（４）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本件取引については、対象者がＪＡＳＤＡＱに関して定められている上場廃止基準（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第47条第１項第（３）号）に抵触し、上場廃止の猶予期間に入っていることを鑑み、上場廃止となることを阻止するため、平成25年２月末までに完了させる予定です。

本件取引後の対象者の経営体制につきましては、本件取引完了後においても、対象者の上場を維持すること、対象者の商号・店舗ブランドを維持することについて合意をしております。

② 本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付け成立後も、当社は、店舗をITによってより魅力あるものとし、また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder（＝新たな発見、驚き）」をお届けする企業として、より一層成長するために、対象者との間で締結した本資本業務提携契約に基づき、後記「（４）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本資本業務提携契約」に記載のとおり、対象者との間で業務提携を進めることを検討しております。

また、当社は、本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）から、対象者の次回の定時株主総会の開催日（平成25年５月開催予定）までの間、当社取締役１名を対象者の顧問として常駐させる予定です。加え

て、当社は、対象者の次回の定時株主総会において、対象者の取締役の総数に当社の対象者の議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内の当社が指名する者を取締役候補者とする予定です。

（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置

当社及び対象者は、当社が、本公開買付けの直後に、対象者の筆頭株主であり、本応募契約を締結しているＤＰＩとの間で本債権譲渡を予定しており、対象者の株主のうちＤＰＩのみを優遇することがないよう、本公開買付価格の公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

①　公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び公開買付者による買付価格の検討

（ａ）公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は本件株式及び本件債権それぞれの譲渡価格の決定にあたり、第三者であるコンピタント税理士法人（以下「コンピタント」といいます。）に、対象者株式 17,500,000 株及び本件債権それぞれの価値の算定を依頼し、コンピタントより平成 24 年 12 月 19 日に債権及び株式に係る価値評価報告書（以下「本算定書」といいます。）を取得しました。なお、対象者株式の算定方法についてはコンピタントの方針に一任するものの、対象者の少数株主に配慮する観点から、少なくとも市場株価法を採用して評価をしてもらうよう、当社から依頼をしております。なお、当社はコンピタントから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本算定書によれば、コンピタントは、次のような考え方を前提として算定を行っています。すなわち、一般的な企業価値評価実務においては、債権と株式をともに評価する際、企業価値全体を算出したうえで、負債の価値を差し引くことによって株主価値を算出しているところ、ここで差し引かれるのは負債の時価であり、負債の元本相当額が時価であるものとみなして、負債の帳簿価額をそのまま差し引くことが多いと考えられます。しかしながら、対象者の財務状況等を考慮すると、対象者による元本全額の返済は難しいと考えられることから、当社は、対象者に対する債権を割引取得することを検討しているのであり、そうであれば、負債の時価は、負債の帳簿価額とは異なることが想定されます。そこで、本算定書においては、市場株価法による場合を除き、本件債権の時価を算出し、他方で、別途企業価値を計算して、その企業価値全体から本件債権の時価を差し引くことによって、株主価値を算出することとしています。

コンピタントは、上記の考え方を前提にして、対象者株式価値の算定手法を検討した結果、類似上場会社法、ディスカウンテッド・キャッシュ・フロー法（以下「ＤＣＦ法」といいます。）及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

本算定書によると、各手法に基づいて算定された本件株式の価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社法	: 364,765 千円～543,960 千円（１株あたり 21 円～31 円）
ＤＣＦ法	: 378,062 千円～408,182 千円（１株あたり 22 円～23 円）
市場株価法	: 647,500 千円～665,000 千円（１株あたり 37 円～38 円）

類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価及び収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株価を算定し、対象者株式 17,500,000 株の価値は、364,765 千円から 543,960 千円（１株あたり 21 円～31 円）と分析しております。

ＤＣＦ法では、対象者から得た情報を基に、本件取引実行後の当社とのシナジーが十分に発揮されることを前提とした事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株価を分析して、これにより対象者株式 17,500,000 株の価値は 378,062 千円から 408,182 千円（１株あたり 22 円～23 円）と分析しております。

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である平成 24 年 12 月 19 日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の過去１ヶ月間（平成 24 年 11 月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 37 円）（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）、過去３ヶ月間（平成 24 年９月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の

単純平均値（１株あたり 38 円）、過去６ヶ月間（平成 24 年６月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 38 円）を基に、対象者株式１株当たりの株式価値を 37 円から 38 円、対象者株式 17,500,000 株の価値を 647,500 千円から 665,000 千円と分析しております。

（ｂ）公開買付者による買付価格の検討

当社は、コンピタントによる上記算定結果を受けて、対象者の少数株主に配慮する観点から、これらの評価の範囲の最も高い金額を買付け価格とすることとし、対象者株式 17,500,000 株の買付け価格を 665,000,000 円（１株あたり 38 円）とすることとしました。この対象者株式 17,500,000 株の価格についてはＤＰＩも承諾しております。

また、本件債権の譲渡代金額については、当社とＤＰＩ及びのぞみ債権回収との交渉により、本件債権と本件株式の譲渡対価の合計額として妥当な金額として合意した金額である９億円から、上記１株あたりの公開買付価格（38 円）に本件株式の数（17,500,000 株）を乗じた金額を控除した金額としています。その結果、かかる本件債権の譲受価格（235,000,000 円）は、本算定書の本債権の算定結果（494,975 千円～555,644 千円）の下限の金額を下回っております。

したがって、本件株式の買付けと本件債権の譲受けは、一連のものとして行われるものではありますが、上記のとおり、本件株式について第三者である専門家の市場株価法を含む価値算定結果の上限金額に基づいて公開買付価格が決定されていることに加え、本件債権の譲渡代金額についても、第三者である専門家の価値算定結果の下限の金額より低い金額となっていること等から、本件株式の価格設定は、ＤＰＩを何ら優遇するものではなく、対象者の株主の利益を害しない相当なものであると考えております。

なお、本公開買付価格である１株あたり 38 円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成 24 年 12 月 19 日のＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の終値（１株あたり 37 円）及び過去１ヶ月間（平成 24 年 11 月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 37 円）に対して 2.70%（小数点第三位以下を四捨五入。以下、プレミアム率の計算において同じです。）のプレミアムを加えた価格、過去３ヶ月間（平成 24 年９月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 38 円）及び過去６ヶ月間（平成 24 年６月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 38 円）と同額となります。

② 対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてアミダスパートナーズに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、アミダスパートナーズは、対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。）。

アミダスパートナーズは、市場株価方式及びＤＣＦ方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価分析を行い、対象者はアミダスパートナーズから平成24年12月19日に株式価値算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、アミダスパートナーズから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価方式 37 円から 38 円

ＤＣＦ方式 16 円から 26 円

市場株価方式では、基準日を本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年12月19日とし、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の直近１ヶ月間の終値の単純平均値37円（小数点以下四捨五入）、直近３ヶ月間の終値の単純平均値38円（小数点以下四捨五入）及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値38円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式１株当たりの価値の範囲を37円から38円までと分析しているとのことです。

ＤＣＦ方式では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引

率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの価値の範囲を16円から26円までと分析しているとのことです。

③　対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

④　対象者取締役全員の承認

対象者は、対象者の取締役５名全員が参加した平成24年12月20日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「③対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、社外取締役２名を含む対象者取締役全員の一致により、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨を決議しているとのことです。

対象者としては、「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のアミダスパートナーズより取得した株価算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であり、またＤＣＦ方式による算定結果に示された価格のレンジを上回る価格であることから、不合理な価格ではないと考えていますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社が、本件取引の結果、ＪＡＳＤＡＱにおける上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合は上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場を維持するための最適な方策を講じる予定であるため、現時点において本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであること等を総合的に勘案して、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断し、対象者取締役全員の一致により、その旨もあわせて決議しているとのことです。

そして、上記取締役会には対象者社外監査役２名を含む対象者監査役の３名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

（４）本公開買付けに関する重要な合意等

①　本資本業務提携契約

当社は、対象者と相互の事業発展を図るため、平成24年12月20日に、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。

（ａ）基本方針

・対象者株式について、ＪＡＳＤＡＱスタンダードでの上場を維持する。
・対象者の商号及び店舗ブランドを原則として維持する。

（ｂ）資本提携

本公開買付けが成立し、かつ当社が本公開買付けによって、対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合で、本債権譲渡が実行された場合には、以下の条件の本第三者割当増資の実行を検討する。

発行新株式数：当社が対象者の議決権の過半数を取得できる範囲で決定することを検討予定
払込金額：未定（但し、当社に特に有利とならない金額とする。）
払込期日：平成25年２月下旬

（ｃ）本債権放棄

当社は、本公開買付けが成立し、かつ本件債権を譲り受けることを条件に、本件債権のうち 10 億円

を除く債権全額（債権放棄額は4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）を放棄する。

（ｄ）業務提携

当社と対象者は、相互に協力して、以下の項目に関する業務提携プロジェクトを推進させる。

・共同商品調達・共同商品開発

商品調達、オリジナル商品・オリジナル特典の開発を共同で実施し、商品の競争力を高める。

・出店戦略

既存店の閉店及び新店の開発を共同して行い、収益性の向上を図る。

・店頭の活性化

店舗の差別化・顧客価値の向上に向け、当社が開発した「WonderGOO Touch!」を対象者の店舗に導入すると同時に、対象者が有する複数の商材やその販売ノウハウを当社へ提供する。また、対象者は音楽専門店としてのノウハウを当社へ提供する。

・ＩＴインフラの活用

当社のPOSシステム・商品管理システムを対象者が利用することで、顧客ニーズに迅速に対応できる基盤を構築する。

・本部機能の集約

当社及び対象者の本部機能を集約し、本社部門の効率化・コスト削減を行う。

（ｅ）役員・従業員の派遣等

・本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）から対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）が開催されるまでの間、当社取締役１名を対象者の顧問として常駐させるものとする。

・当社は、対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）において、対象者の取締役の総数に当社の対象者の議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内で当社が指名する者を取締役候補者とする。

（ｆ）担保資産処分に関する優先処分

対象者は、ＤＰＩ又はのぞみ債権回収が担保権を設定している資産を売却換価する場合には、当社に対して当該資産購入の優先交渉権を付与する。

（ｇ）その他対象者の義務

・当社の了解する対象者の人員計画について、対象者の労働組合と合意を行うべく最大限努力する。

・対象者の費用負担により、当社と対象者が別途合意する対象者の店舗の閉店を実行するべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する店舗について、携帯端末売り場を閉鎖し、モバイル事業の縮小を行う。

・モバイル事業の撤退につき合弁相手との間で合意するべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する対象者の店舗につき、店舗の賃貸人との間で、当該店舗の賃貸借契約の経済条件を当社が了解する内容に変更する旨の合意を行うべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する対象者の店舗につき、店舗の賃貸人との間で、賃貸借契約の「取扱商品」に当社が将来取り扱う可能性のある商品を追加する旨の合意を行うべく最大限の努力をする。

・対象者と株式会社山野楽器との間で締結した平成24年11月30日付事業譲渡契約に基づき、対象者の楽器事業の売却を実行するよう最大限努力する。

・対象者は、公開買付期間が終了するまでの間、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しないこととする。但し、これを変更又は撤回しないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合にはこの限りではない。

・対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営しかつ運営させる。

・対象者は、対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うもの及び本資本業務提携契約に別途定めるものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割

合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、負債等に重大な影響を与える事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と協議する。

・対象者は、のぞみ債権回収との間の本準消費貸借契約を遵守し、当社の事前の書面による同意なく、当該契約を解除又は変更してはならない。

② 本応募契約

当社は、平成24年12月20日に、対象者の筆頭株主であるＤＰＩ（保有株式数17,500,000株、株式所有割合:49.65%）との間で本応募契約を締結しております。

本応募契約においてＤＰＩは、本公開買付けの開始日及び応募を行う日において、（ⅰ）当社がＤＰＩに対して表明及び保証する事項（注１）が全て真実かつ正確であること、（ⅱ）当社が本応募契約上の義務（注２）（但し、軽微なものを除きます。）に違反していないこと、（ⅲ）本公開買付けにおける売付けの申込みを禁止し、又は制限することを求める司法・行政機関等の判断が存在せず、かつ、これらに関する手続が係属していないこと、（ⅳ）対象者に関する未公表の重要事実及び未公表の公開買付け等事実がいずれも存在しないこと、（ⅴ）対象者が本公開買付けに賛同しない旨の意見を表明していないこと、並びに（ⅵ）本資本業務提携契約、本債権譲渡契約、本準消費貸借契約等本件取引に関連する契約が、その締結日現在の条件（又はその全ての締結当事者の合意により変更された条件）で適法かつ有効に存続しており、かつ、当該各契約の各当事者（但し、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収を除きます。）が各契約上の当該者の義務に違反しておらず、その他各契約の終了原因となる事由が生じていないことを前提条件として、ＤＰＩが保有する対象者株式の全部について本公開買付けに応募し、本公開買付けが撤回等されない限り応募の撤回を行わないこと、並びに本公開買付けの決済日まで、本公開買付けを通じて当社に売却する以外の方法により本件株式の譲渡その他の処分を行わないことを合意しております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、ＤＰＩがその裁量により本公開買付けに応募することは妨げられません。

また、本応募契約においては、本応募契約の締結日から本公開買付けの期間の末日までの間に、対象者株式に関する、当社の本公開買付けに対抗する公開買付けその他の買付行為が提案又は公表された場合において、当社と十分協議の上、本公開買付けにＤＰＩが応募することがＤＰＩの取締役の善管注意義務又は忠実義務の違反を惹起するとＤＰＩが合理的に判断したとき、ＤＰＩは本公開買付けに応募する義務を免れる旨定められています。

（注１）当社は、本応募契約において、本応募契約締結日、本公開買付けの開始日及び決済日において、（ⅰ）当社の権利能力等、（ⅱ）当社の契約締結等の権限、（ⅲ）強制執行可能性、（ⅳ）倒産手続等の不存在、（ⅴ）法令等との抵触の不存在、及び（ⅵ）資金調達について表明及び保証しております。

（注２）当社は、本応募契約において、本公開買付けを実施する義務及び秘密保持義務のほか、本資本業務提携契約及び本債権譲渡契約を遵守する義務等を負っています。

③ 本債権譲渡契約

当社は、平成24年12月20日に、対象者の筆頭株主であるＤＰＩとの間で本債権譲渡契約を締結しております。

本債権譲渡契約において、ＤＰＩは、以下を前提条件として、本件債権（ＤＰＩが本日現在対象者に対して有する貸付債権1,000,000,000円の全額、及びのぞみ債権回収が本準消費貸借契約に基づいて取得し、平成24年12月20日付け貸付債権譲渡契約に基づきＤＰＩに譲渡することとなる貸付債権6,971,951,381円の一部（4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）を235,000,000円にて当社に譲渡することを合意しています。かかる前提条件とは、本債権譲渡の実行日において、（ⅰ）当社の表明及び保証（注１）が、重要な点において全て真実かつ正確であること、（ⅱ）当社が本債権譲渡契約上の重要な義務（注２）に違反していないこと、（ⅲ）本債権譲渡の実行日までに本公開買付けが適法かつ有効に成立していること、（ⅳ）本準消費貸借契約が適法かつ有効に実行されていること（但し、ＤＰＩ又はのぞみ債権回収の責めに帰すべき事由に起因して実行されない場合は、前提事実から当然に除外される。）、並びに（ⅴ）のぞみ債権回収が本準消費貸借契約に基づいて取得する対象者に対する債権全てをＤＰＩに譲渡すること

を内容とする、両者間の平成24年12月20日付け貸付債権譲渡契約が適法かつ有効に実行されていること（但し、ＤＰＩ又はのぞみ債権回収の責めに帰すべき事由に起因して実行されない場合は、前提事実から当然に除外される。）です。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、ＤＰＩがその裁量により本債権譲渡を実行することは妨げられません。

他方で、当社は、以下を前提条件として、本件債権を譲り受ける旨合意しております。つまり、本債権譲渡の実行日において、（ⅰ）ＤＰＩの表明及び保証（注３）が、重要な点において全て真実かつ正確であること、（ⅱ）ＤＰＩが本債権譲渡契約上の重要な義務（注４）に違反していないこと、（ⅲ）本債権譲渡の実行日までに本公開買付けが適法かつ有効に成立していること、（ⅳ）本準消費貸借契約が適法かつ有効に実行されていること、並びに（ⅴ）のぞみ債権回収が本準消費貸借契約に基づいて取得する対象者に対する債権全てをＤＰＩに譲渡することを内容とする、両者間の平成24年12月20日付け貸付債権譲渡契約が適法かつ有効に実行されていることが前提条件となっております。なお、上記の前提条件が満たされない場合であっても、当社がその裁量により本件債権を譲り受けることは妨げられません。

なお、本公開買付けが成立したにもかかわらず、本債権譲渡契約が解除され又は終了したために、本債権譲渡が実行されなかった場合には、当社及びＤＰＩは、本債権譲渡が実行された場合と両者の経済的条件が同一となるような取引を行う等の措置について誠実に協議する旨合意しております。但し、かかる解除又は終了がＤＰＩ又はのぞみ債権回収の責めに帰すべき事由に起因する場合には、ＤＰＩは、当社の協力を前提として、本債権譲渡が実行された場合と両者の経済的条件が同一となるような取引を行う等の措置を実行するものとし、その具体的な方法について誠実に協議する旨合意しております。

（注１）ＤＰＩは、本債権譲渡契約において、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日において（但し、時点が明記されたものについては当該時点のものとして）、（ⅰ）ＤＰＩの権利能力等、（ⅱ）ＤＰＩの契約締結等の権限、（ⅲ）強制執行可能性、（ⅳ）倒産手続等の不存在、（ⅴ）法令等との抵触の不存在、（ⅵ）本件債権の成立及び帰属等、（ⅶ）本件債権の成立の根拠となる契約の消滅事由の不存在、（ⅷ）ＤＰＩとのぞみ債権回収との間の平成 24 年 12 月 20 日付け貸付債権譲渡契約が適法かつ有効に成立し、これに基づいて債権譲渡が実行され、適法かつ有効に対抗要件が充足されていること、（ⅸ）本件債権に対する仮差押等の不存在、（ⅹ）本準消費貸借契約の効力発生以前に、のぞみ債権回収が対象者に対して有していた貸付債権の成立及び帰属等、（ⅹⅰ）（ⅹ）の貸付債権に対する仮差押等の不存在、（ⅹⅱ）対象者の財務諸表等が適法に作成されていること等、並びに（ⅹⅲ）対象者が適法に公租公課等を支払い済みであることについて表明及び保証しています。

（注２）ＤＰＩは、本債権譲渡契約において、本件債権を譲渡する義務及び秘密保持義務のほか、（ⅰ）関連する契約書等の写しを当社に交付する義務、（ⅱ）自身で又はのぞみ債権回収をして、本件債権を善良なる管理者の注意をもって管理等する又は管理等させる義務、（ⅲ）対象者をして本債権譲渡に異議なき承諾をさせ、当該承諾書に確定日付を取得させる義務、並びに（ⅳ）本債権譲渡契約に関連する契約を自ら遵守し、またのぞみ債権回収をして遵守させる義務等を負っています。

（注３）当社は、本債権譲渡契約において、本債権譲渡契約締結日及び本債権譲渡の実行日において（但し、時点が明記されたものについては当該時点のものとして）、（ⅰ）当社の権利能力等、（ⅱ）当社の契約締結等の権限、（ⅲ）強制執行可能性、（ⅳ）倒産手続等の不存在、（ⅴ）法令等との抵触の不存在、及び（ⅵ）資金調達について表明及び保証しております。

（注４）当社は、本債権譲渡契約において、本件債権を譲り受けて代金を支払う義務及び秘密保持義務のほか、（ⅰ）ＤＰＩ又はのぞみ債権回収が対象者への貸付債権を保全するために設定している担保資産の売却等によって得られた金銭等を原資として本件債権等の弁済を受けてはならず、対象者をしてＤＰＩ又はのぞみ債権回収への債権以外の債権について弁済をさせてはならない義務、並びに（ⅱ）本応募契約及び本資本業務提携契約を遵守する義務等を負っています。

（５）本公開買付け後の株券等の取得予定

対象者は、本公開買付けが成立し、かつ当社が対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合には、当社を引受先とする本第三者割当増資の実行を検討する予定とのことです。対象者において検討される本第三者割当増資の概要については、前記「（１）本公開買付けを含む本件取引の概要」の「③本第三者割当増資の概要」をご参照下さい。なお、本第三者割当増資が実行された場合には、当社は対象者の議決権の過半数を取得する予定です。

（６）上場廃止となる見込み及びその事由

対象者株式は、本日現在、ＪＡＳＤＡＱスタンダードに上場されていますが、対象者は、平成24年２月末日当時、債務超過であったため、平成25年２月末日までに債務超過を解消しなければ、「上場会社が債務超過の状態となった場合において、１か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合」（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第47条第１項第（３）号）とのＪＡＳＤＡＱにおける上場廃止基準に基づいて、対象者株式は平成25年６月末頃に上場廃止となることになっています。もっとも、本公開買付け及び本債権譲渡が実行された場合には、当社が対象者に対する債権を一部放棄することから対象者の債務超過は解消されて、当該上場廃止事由は消滅する見込みです。他方で、本債権放棄によって対象者が債務の免除を受ける金額は4,323,106千円～4,423,106千円が見込まれ、最近事業年度の末日（平成24年２月29日）における債務の総額（12,359,936千円）の100分の10に相当する額以上となることから、対象者はＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第50条に規定する「再建計画等の審査にかかる申請」を大阪証券取引所に行う予定であり、当該再建計画を開示した日の翌日から1ヶ月間の上場時価総額が５億円以上とならないときは、対象者株式は平成25年４月下旬頃に上場廃止となることとされています（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第47条第１項第（７）号）。

当社は、本公開買付けについて、対象者株式20,000,000株（買付け等を行った後における株式所有割合：56.74%）を買付予定数の上限として設定しており、対象者株式の上場を維持することを企図していますので、上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合は、対象者との間で、立会外分売や売出し等の上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場を維持するための最適な方策を講じる予定です。

なお、対象者は、本件取引後も、対象者株式の上場の維持を希望しているとのことです。

２．買付け等の概要

（１）対象者の概要

① 商号	株式会社新星堂	
② 本店所在地	東京都杉並区上荻一丁目23番17号	
③ 代表者の役職・氏名	代表取締役社長　砂田浩孝	
④ 事業内容	ＣＤ等の音楽ソフト類、ＤＶＤ等の映像ソフト類及び楽器等全般の販売と卸売及び通信販売、電気通信サービス、放送サービスの加入手続きに関する代理店業務及び電気通信機器の販売等の音楽事業、書籍全般及び文房具の販売事業	
⑤ 資本金の額	4,541,298,000円（平成24年2月29日現在）	
⑥ 設立年月日	昭和39年６月１日	
⑦ 大株主及び持株比率（平成24年２月29日現在）	大和証券エスエムビーシープリンシパル・インベストメンツ株式会社　49.65% カルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社　6.57% 株式会社光通信　4.34% ワンスアラウンド株式会社　3.55% 新星堂共栄会　1.84% 日本出版販売株式会社　1.70% 大阪証券金融株式会社　1.49% 新星堂社員持株会　1.48% 株式会社丸和運輸機関　1.13% 奥田和香子　0.80%	
⑧ 買付者と対象者の関係等	資本関係	該当事項はありません
	取引関係	該当事項はありません
	人的関係	該当事項はありません
	関連当事者への該当状況	該当事項はありません

（２）日程等

①　日程

取締役会決議日	平成 24 年 12 月 20 日（木曜日）
公開買付開始公告日	平成 24 年 12 月 21 日（金曜日） 電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 （電子公告アドレス http://info.edinet-fsa.go.jp/）
公開買付届出書提出日	平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）

②　届出当初の買付け等の期間

平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）から平成 25 年２月１日（金曜日）まで（25 営業日）

③　対象者の請求に基づく延長の可能性

法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から買付け等の期間（以下「公開買付期間」といいます。）の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合は、公開買付期間は、平成 25 年２月８日（金曜日）まで（30 営業日）となります。

（３）買付け等の価格

普通株式１株につき、金 38 円

（４）買付け等の価格の算定根拠等

①　算定の基礎

ｉ　公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は本件株式及び本件債権それぞれの譲渡価格の決定にあたり、第三者であるコンピタントに、対象者株式17,500,000株及び本件債権それぞれの価値の算定を依頼し、コンピタントより平成24年12月19日に本算定書を取得しました。なお、対象者株式の算定方法についてはコンピタントの方針に一任するものの、対象者の少数株主に配慮する観点から、少なくとも市場株価法を採用して評価をしてもらうよう、当社から依頼をしております。なお、当社はコンピタントから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本算定書によれば、コンピタントは、次のような考え方を前提として算定を行っています。すなわち、一般的な企業価値評価実務においては、債権と株式をともに評価する際、企業価値全体を算出したうえで、負債の価値を差し引くことによって株主価値を算出しているところ、ここで差し引かれるのは負債の時価であり、負債の元本相当額が時価であるものとみなして、負債の帳簿価額をそのまま差し引くことが多いと考えられます。しかしながら、対象者の財務状況等を考慮すると、対象者による元本全額の返済は難しいと考えられることから、当社は、対象者に対する債権を割引取得することを検討しているのであり、そうであれば、負債の時価は、負債の帳簿価額とは異なることが想定されます。そこで、本算定書においては、市場株価法による場合を除き、本件債権の時価を算出し、他方で、別途企業価値を計算して、その企業価値全体から本件債権の時価を差し引くことによって、株主価値を算出することとしています。

コンピタントは、上記の考え方を前提にして、対象者株式価値の算定手法を検討した結果、類似上場会社法、ＤＣＦ法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

本算定書によると、各手法に基づいて算定された本件株式の価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社法　：364,765 千円～543,960 千円（１株あたり 21 円～31 円）
ＤＣＦ法　　：378,062 千円～408,182 千円（１株あたり 22 円～23 円）
市場株価法　　：647,500 千円～665,000 千円（１株あたり 37 円～38 円）

類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価及び収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株価を算定し、対象者株式17,500,000株の価値は、364,765千円から543,960千円（１株あたり21円～31円）と分析しております。

ＤＣＦ法では、対象者から得た情報を基に、本件取引実行後の当社とのシナジーが十分に発揮されることを前提とした事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対

象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株価を分析して、これにより対象者株式17,500,000株の価値は378,062千円から408,182千円（１株あたり22円～23円）と分析しております。

市場株価法では、本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の過去１ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり37円）（小数点以下を四捨五入。以下、平均株価の計算において同じです。）、過去３ヶ月間（平成24年９月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円）、過去６ヶ月間（平成24年６月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円）を基に、対象者株式１株当たりの株式価値を37円から38円、対象者株式17,500,000株の価値を647,500千円から665,000千円と分析しております。

ⅱ　公開買付者による買付価格の検討

当社は、コンピタントによる上記算定結果を受けて、対象者の少数株主に配慮する観点から、これらの評価の範囲の最も高い金額を買付け価格とすることとし、対象者株式17,500,000株の買付け価格を665,000,000円（１株あたり38円）とすることとしました。この対象者株式17,500,000株の価格についてはＤＰＩも承諾しております。

また、本件債権の譲渡代金額については、当社とＤＰＩ及びのぞみ債権回収との交渉により、本件債権と本件株式の譲渡対価の合計額として妥当な金額として合意した金額である９億円から、上記１株あたりの公開買付価格（38円）に本件株式の数（17,500,000株）を乗じた金額を控除した金額としています。その結果、かかる本件債権の譲受価格（235,000,000円）は、本算定書の本債権の算定結果（494,975千円～555,644千円）の下限の金額を下回っております。

したがって、本件株式の買付けと本件債権の譲受けは、一連のものとして行われるものではありますが、上記のとおり、本件株式について第三者である専門家の市場株価法を含む価値算定結果の上限金額に基づいて公開買付価格が決定されていることに加え、本件債権の譲渡代金額についても、第三者である専門家の価値算定結果の下限の金額より低い金額となっていること等から、本件株式の価格設定は、ＤＰＩを何ら優遇するものではなく、対象者の株主の利益を害しない相当なものであると考えております。

なお、本公開買付価格である１株あたり 38 円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成 24 年 12 月 19 日のＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の終値（１株あたり 37 円）及び過去１ヶ月間（平成 24 年 11 月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 37 円）に対して 2.70%のプレミアムを加えた価格、過去３ヶ月間（平成 24 年９月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 38 円）及び過去６ヶ月間（平成 24 年６月 20 日から平成 24 年 12 月 19 日まで）の終値の単純平均値（１株あたり 38 円）と同額となります。

②　算定の経緯

（本公開買付価格の決定に至る経緯）

ⅰ　本公開買付けを実施するに至った背景及び目的

対象者は、音楽・映像ソフト・楽器販売の専門店として、業界としては最大規模となる 155 店舗（平成 24 年 11 月 30 日現在）を展開しております。対象者によれば、対象者は、音楽映像パッケージソフト市場の縮小により売上高の減少が続く中で、安定的に事業を継続していくためには、財務体質を抜本的に改善することが不可欠であると判断し、平成 20 年４月「ＲＣＣ企業再生スキーム」に基づく私的再生手続の中で、ＤＰＩにスポンサーとして支援をしてもらうこととなり、ＤＰＩと親会社を共通にするのぞみ債権回収より、以下の支援を受けているとのことです。

（ａ）　平成 20 年６月 24 日、ＤＰＩによる、対象者発行の第三者割当による転換社債型新株予約権付社債 10 億円の引受け

（ｂ）　平成 20 年６月 19 日、のぞみ債権回収による、対象者に対する金融債権（総額 176 億 73 百万円）全額の全金融債権者からの取得、及びのぞみ債権回収との間の当該債権を消費貸借の目的とする金銭準消費貸借契約の締結、並びに同年８月４日に 31 億円の債権放棄

（ｃ）　平成 20 年８月４日、ＤＰＩによる、対象者発行の第三者割当による増資（普通株式 17,500,000

株、発行価額１株につき 80 円、発行価額 14 億円）の引受け。なお、同日付でワンスアラウンド株式会社による、対象者発行の第三者割当による増資（1,250,000 株、発行価額１株につき 80 円、発行価額１億円）の引受け

また、対象者によれば、対象者は、財務体質の改善にあわせ、営業面で次のような対応を行ったとのことです。店舗戦略として、大きさも立地も様々な当社の店舗を、アイテム、規模・立地及び顧客のニーズなどに合わせて、それぞれ異なるブランドイメージで展開し再構築するというマルチブランド戦略を出店戦略の基本とし、平成 21 年２月期と平成 22 年２月期の２年間で 20 店舗の出店を計画しました。しかし、リーマンショックを主因とする消費や市況の悪化により、ブランド変更を伴う大規模な改装は投資回収が困難であると判断するに至り、新ブランドを導入した新規出店は２年間で６店舗にとどまりました。このため、新ブランド導入に代わり、既存店舗の面積縮小による効率化のための改装を、平成 22 年２月期までの２年間で 15 店舗実施しました。また、市場縮小が著しい音楽・映像ソフト販売中心の事業モデルからの転換を図るべく、既存の音楽・映像ソフト販売店に楽器売場を併設した楽器複合型店舗への改装を、平成 22 年２月期までの２年間に 15 店舗実施しました。

しかしながら、個人消費の落ち込みとデフレの進行は、計画時の想定以上に音楽映像ソフトや楽器の需要の低迷を招き、不採算店舗閉鎖（２年間で 39 店舗）と相まって、売上高は計画を下回る結果となりました（既存店舗の売上高は、平成 21 年２月期において前年比約 90%、平成 22 年２月期において前年比 88%で推移しました。）。

収益力強化策として、価格政策や仕入先メーカーの協力によるリベート（仕入割戻）の拡大を通じて、売上総利益率の改善を計画しましたが、販売不振による運転資金不足を補うために、不稼働在庫や閉店店舗の在庫の大幅な値引き販売を実施したことにより、売上総利益率は計画に対して平成 21 年２月期が約 1.8%、平成 22 年２月期が約 2.8%それぞれ下回る結果となりました。販売管理費は、正社員の退職や給与減額により計画以上に抑制したものの、売上高の減少や売上総利益率の低下を補うには至らず、平成 22 年２月期において当期純損失 3,226 百万円を計上し、1,275 百万円の債務超過となりました。

平成 22 年２月期の多額の損失計上及び債務超過を受けて、費用構造の大幅な改善を図り、純資産を回復させるべくＤＰＩ及びのぞみ債権回収より追加の金融支援を仰ぐこととなりました。

追加金融支援として、のぞみ債権回収から、元本弁済の一部の弁済猶予（平成 22 年２月、５月及び８月の各月末日における元本返済の猶予）、期限の利益の請求喪失の留保、元本 30 億円の債務免除を受けました。他方、かかる追加の金融支援を受けるとともに、対象者では、のぞみ債権回収に対して追加担保の設定（不動産及び楽器在庫に担保権を設定）を行い、また、全正社員を対象に 185 名（平成 22 年２月末現在の正社員数 424 名）の希望退職を募集し、これに応募した 175 名が平成 22 年５月 20 日付で退職しました。また、45%～65%の役員報酬の減額と平均水準 30%の従業員の給与減額を実施しました。この結果、平成 23 年２月期は、売上高は 294 億 82 百万円となり、営業損失は３億 80 百万円、経常損失は５億 38 百万円を計上したものの、債務免除を受けたことから、当期純利益は 20 億 15 百万円となり、債務超過を解消しました。このように、近年、売上効率の向上、人件費及び物件費率の低減を進め、業績の向上、収益改善を図っておりましたが、費用削減による収益改善を優先してきたため、収益の拡大に向けた投資や生産性向上に向けた IT システムへの投資については、極めて限定的な実施に留まらざるを得ず、費用削減が売上の減少を捕えない状況となり、先般の東日本大震災の影響により新譜の制作が停滞したため、事業年度後半の売上高が当初計画を下回る結果となったこと等から平成 24 年２月期において再度 43 百万円の債務超過に陥り、ＪＡＳＤＡＱが定める上場廃止基準（「上場会社が債務超過の状態となった場合において、１か年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合」（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第 47 条第１項第（３）号））に基づいて、上場廃止の猶予期間に入っており、平成 25 年２月末日までに債務超過を解消できなかった場合には対象者株式は上場廃止となることが見込まれております。対象者では債務超過を早期に解消すべく、収益拡大及びコストコントロールの徹底等に取り組んでいるものの、上場廃止の猶予期限である平成 25 年２月期事業年度末までの既存事業による業績見込みに照らせば、依然として債務超過を解消できる見通しには至っておらず、苦戦を強いられております。

そこで、対象者は、今後の事業の展開について、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収と協議を進めた結果、対象者単独で成長戦略を描くには資金・ノウハウの面で不十分であるとの認識の下、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収は、平成23年秋ごろより同社らが保有する株式と債権の譲渡先選定手続きに着手しました。国内の主要な流通・小売・通信・メディア等の事業者に接触し、関心を示した複数の企業からの提案を比較検討した結果、平成24年７月に当社を新スポンサーとして選定するに至ったとのことです。

他方、当社は、ゲームソフト、音楽ソフト、映像ソフト、書籍、レンタルを柱としたエンタテインメント専門店「WonderGOO」及び「WonderGOO-RE」、リユース専門店「WonderREX」、化粧品専門店「CoLeColle」、インターネット・カフェ専門店「Wondercafe」の４業態で、北関東を中心に173店舗（平成24年11月30日現在）を展開しております。店舗をITによってより魅力あるものとし、また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder（＝新たな発見、驚き）」をお届けする企業として、お客様の利便性と店舗収益力の向上を図ってまいりました。また、当社は、複数の商材を取り扱いながら効率的に商品を管理するPOSシステムや自社物流体制を有し、また店内で高速Wi-Fi回線も開放して、高画質映像を楽しめる接続環境を整備するなど、業界内でも先進的な取り組みを行っています。さらに、店舗内にライブスタジオを設置し、顧客とアーティストの接点づくりを積極的に行っているなど、店頭の価値を高めるための様々な手段を有しています。そこで、当社が対象者と連携して事業展開することで、現在対象者が対応しきれていない事業の環境変化への対応、ITシステムへの対応を進めることができ、かつ、異なる業態・立地の２社の連携は相互補完の関係にあり、また、同じ音楽・映像ソフトを取り扱うことから、共同商品調達・共同商品開発による顧客価値の増大、物流やITシステムの連携や本社機能の協働化によるコスト削減、人事交流や店舗運営ノウハウの共有による生産性の向上といったシナジーを得ることも可能となります。

以上の事情を勘案の上、当社は、対象者の有する音楽専門店としてのノウハウを活用し、消費者のニーズに応えるための専門性及び利便性の更なる強化、より効率的な店舗運営を達成することで、業種業態を超えた企業間競争が激化するエンタテインメント小売業界の再構築を目指すため、平成24年７月頃から当社と対象者、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収の間で、当社と対象者の資本業務提携の実現に向けて協議・検討を重ね、平成24年10月１日に基本合意書を締結いたしました。かかる基本合意書の概要は以下のとおりです。

（ａ）資本提携等

当社は、ＤＰＩの保有する本件株式を取得し、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収が有する対象者に対する貸付債権の一部を譲り受ける。

また、当社は、対象者の財務体質を改善させ、企業価値を向上させる方策を検討する。

（ｂ）業務提携

当社及び対象者は、以下の項目について業務提携を推進することに合意し、かかる提携を進めるために業務提携プロジェクトを設置する。

・共同商品調達・共同商品開発
・出店戦略
・店頭の活性化
・ＩＴインフラの活用
・本部機能の集約

当社は、当該基本合意書に基づき対象者、ＤＰＩ及びのぞみ債権回収との間で協議を続けた結果、債務超過解消に対して即効性があり、また既存株主の皆様に対して希薄化等による影響を最小限に抑えることが可能で、かつ、一時的な手当てではなく中長期的に対象者の成長に繋がり、一層強固な財務基盤及び経営体制の構築が可能となる施策が必要であるとの認識のもと、当社が本公開買付け及び対象者において必要に応じて検討される本第三者割当増資による引受けにより対象者の議決権の過半数を取得した上で、対象者との事業提携を行うことが、当社及び対象者の企業価値の向上に資すると判断いたしました。具体的な事業提携等の内容については、前記「１．買付け等の目的等」「（４）本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本資本業務提携契約」をご参照下さい。なお、本件取引に

ついては、対象者がＪＡＳＤＡＱに関して定められている上場廃止基準（ＪＡＳＤＡＱにおける有価証券上場規程第 47 条第１項第（３）号）に抵触し、上場廃止の猶予期間に入っていることを鑑み、上場廃止となることを阻止するため、平成 25 年２月末までに完了させる予定です。

本件取引後の対象者の経営体制につきましては、本件取引完了後においても、対象者の上場を維持すること、対象者の商号・店舗ブランドを維持することについて合意をしております。

ⅱ　本公開買付け成立後の経営方針

本公開買付け成立後も、当社は、店舗を IT によってより魅力あるものとし、また、独自企画商品の開発、販売等を通じ、常にお客様に「Wonder（＝新たな発見、驚き）」をお届けする企業として、より一層成長するために、対象者との間で締結した本資本業務提携契約に基づき、前記「１．買付け等の目的等」「(４)本公開買付けに関する重要な合意等」の「①本資本業務提携契約」に記載のとおり、対象者との間で業務提携を進めることを検討しております。

また、当社は、本公開買付けの決済日（平成 25 年２月７日）から、対象者の次回の定時株主総会の開催日（平成 25 年５月開催予定）までの間、当社取締役１名を対象者の顧問として常駐させる予定です。加えて、当社は、対象者の次回の定時株主総会において、対象者の取締役の総数に当社の対象者の議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内の当社が指名する者を取締役候補者とする予定です。

（本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置）

当社及び対象者は、当社が、本公開買付けの直後に、対象者の筆頭株主であり、本応募契約を締結しているＤＰＩとの間で本債権譲渡を予定しており、対象者の株主のうちＤＰＩのみを優遇することがないよう、本公開買付価格の公正性を担保するための措置として、以下の措置を講じております。

ⅰ　公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得及び公開買付者による買付価格の検討

（ａ）公開買付者による第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、上記のとおり、本件株式及び本件債権それぞれの譲渡価格の決定にあたり、第三者であるコンピタントに、対象者株式 17,500,000 株及び本件債権それぞれの価値の算定を依頼し、コンピタントより本算定書を取得しました。なお、対象者株式の算定方法についてはコンピタントの方針に一任するものの、対象者の少数株主に配慮する観点から、少なくとも市場株価法を採用して評価をしてもらうよう、当社から依頼をしております。なお、当社はコンピタントから本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。

本算定書によれば、コンピタントは、次のような考え方を前提として算定を行っています。すなわち、一般的な企業価値評価実務においては、債権と株式をともに評価する際、企業価値全体を算出したうえで、負債の価値を差し引くことによって株主価値を算出しているところ、ここで差し引かれるのは負債の時価であり、負債の元本相当額が時価であるものとみなして、負債の帳簿価額をそのまま差し引くことが多いと考えられます。しかしながら、対象者の財務状況等を考慮すると、対象者による元本全額の返済は難しいと考えられることから、当社は、対象者に対する債権を割引取得することを検討しているのであり、そうであれば、負債の時価は、負債の帳簿価額とは異なることが想定されます。そこで、本算定書においては、市場株価法による場合を除き、本件債権の時価を算出し、他方で、別途企業価値を計算して、その企業価値全体から本件債権の時価を差し引くことによって、株主価値を算出することとしています。

コンピタントは、上記の考え方を前提にして、対象者株式価値の算定手法を検討した結果、類似上場会社法、ＤＣＦ法及び市場株価法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行いました。

本算定書によると、各手法に基づいて算定された本件株式の価値の範囲は以下のとおりです。

類似上場会社法　　：364,765 千円～543,960 千円（１株あたり 21 円～31 円）
ＤＣＦ法　　：378,062 千円～408,182 千円（１株あたり 22 円～23 円）

市場株価法　　：647,500円～665,000円（１株あたり37円～38円）

類似上場会社法では、対象者と比較的類似する事業を手掛ける上場会社の市場株価及び収益性を示す財務指標との比較を通じて、対象者の株価を算定し、対象者株式17,500,000株の価値は、364,765千円から543,960千円（１株あたり21円～31円）と分析しております。

ＤＣＦ法では、対象者から得た情報を基に、本件取引実行後の当社とのシナジーが十分に発揮されることを前提とした事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素等を前提として、対象者が将来において創出すると見込まれるフリー・キャッシュ・フローを、一定の割引率で現在価値に割り引いて対象者の企業価値や株価を分析して、これにより対象者株式17,500,000株の価値は378,062千円から408,182千円（１株あたり22円～23円）と分析しております。

市場株価法では､本公開買付けの公表日の前営業日である平成24年12月19日を基準日として、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の過去１ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり37円)、過去３ヶ月間（平成24年９月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円)、過去６ヶ月間（平成24年６月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円）を基に、対象者株式１株当たりの株式価値を37円から38円、対象者株式17,500,000株の価値を647,500千円から665,000千円と分析しております。

（ｂ）公開買付者による買付価格の検討

コンピタントによる上記算定結果を受けて、対象者の少数株主に配慮する観点から、これらの評価の範囲の最も高い金額を買付け価格とすることとし、対象者株式17,500,000株の買付け価格を665,000,000円（１株あたり38円）とすることとしました。この対象者株式17,500,000株の価格についてはＤＰＩも承諾しております。

また、本件債権の譲渡代金額については、当社とＤＰＩ及びのぞみ債権回収との交渉により、本件債権と本件株式の譲渡対価の合計額として妥当な金額として合意した金額である９億円から、上記１株あたりの公開買付価格（38円）に本件株式の数（17,500,000株）を乗じた金額を控除した金額としています。その結果、かかる本件債権の譲受価格（235,000,000円）は、本算定書の本債権の算定結果（494,975千円～555,644千円）の下限の金額を下回っております。

したがって、本件株式の買付けと本件債権の譲受けは、一連のものとして行われるものではありますが、上記のとおり、本件株式について第三者である専門家の市場株価法を含む価値算定結果の上限金額に基づいて公開買付価格が決定されていることに加え、本件債権の譲渡代金額についても、第三者である専門家の価値算定結果の下限の金額より低い金額となっていること等から、本件株式の価格設定は、ＤＰＩを何ら優遇するものではなく、対象者の株主の利益を害しない相当なものであると考えております。

なお、本公開買付価格である１株あたり38円は、本公開買付けについての公表日の前営業日である平成24年12月19日のＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の終値（１株あたり37円）及び過去１ヶ月間（平成24年11月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり37円）に対して2.70%のプレミアムを加えた価格、過去３ヶ月間（平成24年９月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円）及び過去６ヶ月間（平成24年６月20日から平成24年12月19日まで）の終値の単純平均値（１株あたり38円）と同額となります。

ⅱ　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者によれば、対象者は、本公開買付価格の適正性を判断するにあたり、対象者及び当社から独立した第三者算定機関としてアミダスパートナーズに対し、対象者の株式価値評価分析を依頼したとのことです（なお、アミダスパートナーズは、対象者及び当社の関連当事者に該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しないとのことです。)。

アミダスパートナーズは、市場株価方式及びＤＣＦ方式の各手法を用いて対象者の株式価値評価分

析を行い、対象者はアミダスパートナーズから平成 24 年 12 月 19 日に株式価値算定書を取得しているとのことです（なお、対象者は、アミダスパートナーズから本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していないとのことです。）。

上記各手法において分析された対象者株式１株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりであるとのことです。

市場株価方式 37 円から 38 円

ＤＣＦ方式 16 円から 26 円

市場株価方式では、基準日を本公開買付けの公表日の前営業日である平成 24 年 12 月 19 日とし、ＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の直近１ヶ月間の終値の単純平均値 37 円（小数点以下四捨五入）、直近３ヶ月間の終値の単純平均値 38 円（小数点以下四捨五入）及び直近６ヶ月間の終値の単純平均値 38 円（小数点以下四捨五入）を基に、普通株式１株当たりの価値の範囲を 37 円から 38 円までと分析しているとのことです。

ＤＣＦ方式では、対象者の事業計画、直近までの業績の動向、事業環境等の諸要素を考慮した対象者の将来の収益予想に基づき、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式１株当たりの価値の範囲を 16 円から 26 円までと分析しているとのことです。

iii　対象者における独立した法律事務所からの助言

対象者の取締役会での検討及び意思決定に際しては、意思決定の方法・過程における公正性・適正性を確保するため、対象者及び当社から独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所から必要な法的助言を受けているとのことです。

iv　対象者取締役全員の承認

対象者は、対象者の取締役５名全員が参加した平成 24 年 12 月 20 日開催の対象者取締役会において、対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、上記「ii　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」記載の株式価値算定書、上記「iii　対象者における独立した法律事務所からの助言」に記載の法的助言等を踏まえたうえで、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、社外取締役２名を含む対象者取締役全員の一致により、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨を決議しているとのことです。

なお、対象者としては、上記「ii　対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のアミダスパートナーズより取得した株価算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であり、またＤＣＦ方式による算定結果に示された価格のレンジを上回る価格であることから、不合理な価格ではないと考えておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社が、本件取引の結果、ＪＡＳＤＡＱにおける上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合は上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場を維持するための最適な方策を講じる予定であるため、現時点において本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであること等を総合的に勘案して、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断し、その旨もあわせて決議しているとのことです。

そして、上記取締役会には対象者社外監査役２名を含む対象者監査役の３名全員が出席し、いずれも、対象者取締役会における決議事項について異議がない旨の意見を述べているとのことです。

③　算定機関との関係

当社の第三者算定機関であるコンピタントは、当社の関連当事者には該当せず、本公開買付けに関して重要な利害関係を有しません。

（５）買付予定の株券等の数

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
20,000,000（株）	17,500,000（株）	20,000,000（株）

（注１）応募株券等の総数が買付予定数の下限（17,500,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付けを行います。もっとも、応募株券等の総数が買付予定数の上限（20,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付け等に係る受渡しその他の決済を行います。

（注２）単元未満株式についても、本公開買付けの対象としております。

（注３）本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

（６）買付け等による株券等所有割合の異動

買付け等前における公開買付者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合　0.00%）
買付け等前における特別関係者の所有株券等に係る議決権の数	0 個	（買付け等前における株券等所有割合　0.00%）
買付予定の株券等に係る議決権の数	40,000 個	（買付け等後における株券等所有割合　56.78%）
対象者の総株主の議決権の数	70,377 個	

（注１）「買付予定の株券等に係る議決権の数」は、本公開買付けにおける買付予定数（20,000,000 株）に係る議決権の数です。

（注２）「対象者の総株主の議決権の数」は、対象者の第 50 期第２四半期報告書（平成 24 年 10 月 15 日提出）に記載されている平成 24 年８月 31 日現在の総株主等の議決権の数です。但し、本公開買付けにおいては単元未満株式についても買付け等の対象としているため、「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」の計算においては、対象者が平成 24 年 10 月 15 日公表の平成 25 年２月期第２四半期決算短信[日本基準]（非連結）に記載された平成 24 年８月 31 日現在の発行済株式総数（35,249,090 株）から、同日現在対象者が所有する自己株式数（26,945 株）を控除した株式数（35,222,145 株）に係る議決権数（70,444）個を「対象者の総株主の議決権の数」として計算しております。

（注３）「買付け等前における株券等所有割合」及び「買付け等後における株券等所有割合」については、小数点第三位以下を四捨五入しております。

（７）買付代金　　760,000,000 円

（注）本公開買付けにおける買付予定数（20,000,000 株）に、１株当たりの公開買付価格（38 円）を乗じた金額です。

（８）決済の方法

①　買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

② 決済の開始日

平成 25 年２月７日（木曜日）

（注）法第 27 条の 10 第３項の規定により、対象者から公開買付期間の延長を請求する旨の記載がされた意見表明報告書が提出された場合、平成 25 年２月 15 日（金曜日）となります。

③ 決済の方法

公開買付期間終了後遅滞なく、本公開買付けによる買付け等の通知書を本公開買付けに係る株券等の買付け等の申込みに対する承諾又は売付け等の申込みをされる方（以下「応募株主等」といいます。）（外国の居住者である株主（法人株主を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合にはその日本国内の常任代理人（以下「常任代理人」といいます。））の住所又は所在地宛に郵送します。

買付けは、現金にて行います。買付けられた株券等に係る売却代金は、応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指示により、決済の開始日以後遅滞なく、公開買付代理人（下記（11）で定義します。）から応募株主等（外国人株主等の場合にはその常任代理人）の指定した場所へ送金します。

④ 株券等の返還方法

下記「（９）その他買付け等の条件及び方法」の「①法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる条件の有無及び内容」又は「②公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部又は一部を買付けないこととなった場合には、返還することが必要な株券等を、公開買付期間の末日の翌々営業日（本公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）に、公開買付代理人の応募株主口座上で、応募が行なわれた時の状態（応募が行なわれた時の状態とは、本公開買付けへの応募注文の執行が解除された状態を意味します。）に戻します。

なお、返還することが必要な株券等を公開買付代理人以外の金融商品取引業者へ振替手続される場合は、株券等を管理する口座区分により振替日が異なる場合がございますので、応募の受付をされた公開買付代理人の本店若しくは国内各営業店にご確認ください。

（９）その他買付け等の条件及び方法

① 法第 27 条の 13 第４項各号に掲げる要件の有無及び内容

応募株券等の総数が買付予定数の下限（17,500,000 株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。応募株券等の総数が買付予定数の上限（20,000,000 株）を超える場合は、その超える部分の全部又は一部の買付け等を行わないものとし、法第 27 条の 13 第５項及び府令第 32 条に規定するあん分比例の方式により、株券等の買付けに係る受渡しその他の決済を行います（各応募株券等の数に１単元（500 株）未満の部分がある場合、あん分比例の方式により計算される買付株数は各応募株券等の数を上限とします。）。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限に満たない場合は、買付予定数の上限以上になるまで、四捨五入の結果切捨てられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき１単元（追加して１単元の買付けを行うと応募株数を超える場合は応募株数までの数。）の応募株券等の買付けを行います。但し、切捨てられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付けを行うと買付予定数の上限を超えることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付けを行う株主を決定します。

あん分比例の方式による計算の結果生じる１単元未満の株数を四捨五入して計算した各応募株主等からの買付株数の合計が買付予定数の上限を超える場合は、買付予定数の上限を下回らない数まで、四捨五入の結果切上げられた株数の多い応募株主等から順次、各応募株主等につき買付株数を１単元（あん分比例の方式により計算される買付株数に１単元未満の株数の部分がある場合は当該１単元未満の株数）減少させるものとします。但し、切上げられた株数の等しい複数の応募株主等全員からこの方法により買付株数を減少させると買付予定数の上限を下回ることとなる場合には、買付予定数の上限を下回らない範囲で、当該応募株主等の中から抽選により買付株数を減少させる株主を決定します。

② 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法

金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。以下「令」といいます。）第 14 条第１項第１号イ乃至リ及びヲ乃至ソ、第３号イ乃至チ及びヌ、並びに同条第２項第３号乃至第６号に定める事項のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。

なお、本公開買付けにおいて、令 14 条第１項第３号ヌに定める「イからリまでに掲げる事実に準ずる事実」とは、対象者が過去に提出した法定開示書類について、重要な事項につき虚偽の記載があり、又は記載すべき重要な事項の記載が欠けていることが判明した場合をいいます。

撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

③ 買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法

対象者が公開買付期間中に、法第 27 条の６第１項第１号の規定により令第 13 条第１項に定める行為を行った場合は、府令第 19 条第１項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。

買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行いその旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

④ 応募株主等の契約の解除権についての事項

応募株主等は、公開買付期間中、いつでも本公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に本公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面（以下「解除書面」といいます。）を交付又は送付してください（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続きください。）。但し、送付の場合は、解除書面が公開買付期間の末日の 15 時 30 分までに、下記に指定する者に到達することを条件とします（但し、各営業店によって営業時間が異なります。事前にご利用になられる営業店の営業時間等をご確認のうえ、お手続ください。）。

解除書面を受領する権限を有する者

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

（その他のＳＭＢＣ日興証券株式会社国内各営業店）

なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除に伴う損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。

⑤ 買付条件等の変更をした場合の開示の方法

公開買付者は、公開買付期間中、法第 27 条の６第１項及び令第 13 条により禁止される場合を除き、買付条件等の変更を行うことがあります。

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更等の内容につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。但し、公開買付期間の末日までに公告を行うことが困難な場合は、府令第 20 条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

⑥ 訂正届出書を提出した場合の開示の方法

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付

開始公告に記載した内容に係るものを、府令第 20 条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては、訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。但し、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付することにより訂正します。

⑦　公開買付けの結果の開示の方法

本公開買付けの結果については、公開買付期間の末日の翌日に、令第９条の４及び府令第 30 条の２に規定する方法により公表します。

⑧　その他

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内において若しくは米国に向けて行われるものではなく、また米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、若しくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。

また、本公開買付けに係る公開買付届出書又は関連する買付書類は、米国内において若しくは米国に向けて又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けいたしません。

本公開買付けに応募する方（外国人株主等の場合はその常任代理人）はそれぞれ、以下の表明・保証を行うことを要求されます。

応募者が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと、応募者が本公開買付けに関するいかなる情報若しくは買付けに関する書類を、米国内において、若しくは米国に向けて、又は米国内からこれを受領したり送付したりしていないこと、買付け若しくは公開買付応募申込書の署名乃至交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商若しくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと、及び、他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動している者ではないこと（当該他の者が買付けに関する全ての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

(10) 公開買付開始公告日

平成 24 年 12 月 21 日（金曜日）

(11) 公開買付代理人

ＳＭＢＣ日興証券株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目３番１号

３．公開買付け後の方針等及び今後の見通し

（１）本公開買付け後の方針等

本公開買付け後の経営方針については、「１．買付け等の目的等」をご参照ください。

（２）今後の業績への影響の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

４．その他

（１）公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容

① 本公開買付けへの賛同

対象者プレスリリースによれば、対象者は、現在の事業環境や対象者を取り巻く状況を総合的に勘案しつつ、債務超過解消に対して即効性があり、また既存株主に対して希薄化等による影響を最小限に抑えることが可能で、かつ、一時的な手当てではなく中長期的に対象者の成長に繋がり、一層強固な財務基盤及び経営体制の構築が可能となる施策が必要であるとの認識のもと、当社が対象者の議決権の過半数を取得した上で、当社との事業提携を行うことが、対象者及び当社の企業価値・株主価値の向上に資すると判断したとのことです。そして、当社との資本業務提携を通じて安定的な資本関係の下で企業革新に邁進できる環境を整えることは、対象者のあらゆるステークホルダーの期待に沿うものでもあることから、対象者における持続的な企業価値・株主価値の向上のためには、当社との資本業務提携を通じて、対象者が当社とエンターテイメント小売業のトップ企業を目指していくことが対象者にとっての最善の選択であると判断するに至ったとのことです。

また、対象者は、対象者の今後の発展のためには、対象者の自主性を維持することが必要であると考えているところ、本公開買付けにおいては、対象者株式の上場を維持することが前提とされており、かつ本資本業務提携契約においては、対象者の商号・店舗ブランドを維持すること等について合意されており、対象者及び当社は、対象者が当社の連結子会社となることにより、両社の経営資源、ノウハウ等を相互に共有し合い、両社の企業価値を向上させることを企図しております。対象者としては、対象者の上場企業として経営の自主性の維持と、当社が対象者の親会社となることによる資本の安定性を確保することができ、これまで以上に事業活動に専念し、企業価値・株主価値の向上に集中できるものと考えているとのことです。

対象者は、以上のような対象者の企業価値・株主価値の向上に関する検討、当社の意向、対象者及び当社から独立した第三者算定機関であるアミダスパートナーズ並びに対象者における独立したリーガル・アドバイザーである森・濱田松本法律事務所からの助言等を踏まえたうえで、平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、本公開買付けの諸条件、当社との資本業務提携による当社グループとのシナジー効果や補完関係等を総合的に考慮し、慎重な協議及び検討を行った結果、本公開買付けの成立を前提とした安定した資本関係に基礎を置きつつ、当社との間でより強固な提携関係を構築することが、対象者の企業価値を高め、ひいては株主価値向上に資するものと判断し、本資本業務提携契約の締結を決議するとともに、本公開買付けに賛同する旨の決議をしているとのことです。

なお、対象者としては、前記「１．買付け等の目的等」「（３）本公開買付価格の公正性を担保するための措置及び利益相反を回避するための措置等本公開買付けの公正性を担保するための措置」の「②対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得」に記載のアミダスパートナーズより取得した株価算定書に照らせば、本公開買付価格は、市場株価方式による算定結果に示された価格のレンジの範囲内であり、またＤＣＦ方式による算定結果に示された価格のレンジを上回る価格であることから、不合理な価格ではないと考えておりますが、本公開買付けは対象者株式の上場廃止を企図したものではなく、当社が、本件取引の結果、ＪＡＳＤＡＱにおける上場廃止基準に抵触するおそれが生じた場合は上場廃止の回避のための対応について誠実に協議し、対象者株式の上場を維持するための最適な方策を講じる予定であるため、現時点において本公開買付け後も対象者株式の上場が維持される見込みであること等を総合的に勘案して、対象者取締役会は、本公開買付価格の妥当性についての意見を留保し、対象者の株主の皆様が本公開買付けに応募するか否かについては、株主の皆様のご判断に委ねることが望ましいと判断し、対象者取締役全員の一致により、その旨もあわせて決議しているとのことです。

② 本資本業務提携契約の概要

当社は、対象者と相互の事業発展を図るため、平成 24 年 12 月 20 日に、対象者との間で本資本業務提携契約を締結いたしました。

（ａ）基本方針

・対象者株式について、ＪＡＳＤＡＱスタンダードでの上場を維持する。

・対象者の商号及び店舗ブランドを原則として維持する。

（ｂ）資本提携

本公開買付けが成立し、かつ当社が本公開買付けによって、対象者の議決権の過半数を取得できなかった場合で、本債権譲渡が実行された場合には、以下の条件の本第三者割当増資の実行を検討する。

発行新株式数：当社が対象者の議決権の過半数を取得できる範囲で決定することを検討予定

払込金額：未定（但し、当社に特に有利とならない金額とする。）

払込期日：平成25年２月下旬

（ｃ）本債権放棄

当社は、本公開買付けが成立し、かつ本件債権を譲り受けることを条件に、本件債権のうち10億円を除く債権全額（債権放棄額は4,323,106千円～4,423,106千円となる見込みです。）を放棄する。

（ｄ）業務提携

当社と対象者は、相互に協力して、以下の項目に関する業務提携プロジェクトを推進させる。

・共同商品調達・共同商品開発

商品調達、オリジナル商品・オリジナル特典の開発を共同で実施し、商品の競争力を高める。

・出店戦略

既存店の閉店及び新店の開発を共同して行い、収益性の向上を図る。

・店頭の活性化

店舗の差別化・顧客価値の向上に向け、当社が開発した「WonderGOO Touch!」を対象者の店舗に導入すると同時に、対象者が有する複数の商材やその販売ノウハウを当社へ提供する。また、対象者は音楽専門店としてのノウハウを当社へ提供する。

・ＩＴインフラの活用

当社のPOSシステム・商品管理システムを対象者が利用することで、顧客ニーズに迅速に対応できる基盤を構築する。

・本部機能の集約

当社及び対象者の本部機能を集約し、本社部門の効率化・コスト削減を行う。

（ｅ）役員・従業員の派遣等

・本公開買付けの決済日（平成25年２月７日）から対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）が開催されるまでの間、当社取締役１名を対象者の顧問として常駐させるものとする。

・当社は、対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）において、対象者の取締役の総数に当社の対象者の議決権保有割合を乗じた数（小数点以下は切り上げるものとする。）の範囲内の当社が指名する者を取締役候補者とする。

（ｆ）担保資産処分に関する優先処分

対象者は、ＤＰＩ又はのぞみ債権回収が担保権を設定している資産を売却換価する場合には、当社に対して当該資産購入の優先交渉権を付与する。

（ｇ）その他対象者の義務

・当社の了解する対象者の人員計画について、対象者の労働組合と合意を行うべく最大限努力する。

・対象者の費用により、当社と対象者が別途合意する対象者の店舗の閉店を実行するべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する店舗について、携帯端末売り場を閉鎖し、モバイル事業の縮小を行う。

・モバイル事業の撤退につき合弁相手との間で合意するべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する対象者の店舗につき、店舗の賃貸人との間で、当該店舗の賃貸借契約の経済条件を当社が了解する内容に変更する旨の合意を行うべく最大限努力する。

・当社と対象者が別途合意する対象者の店舗につき、店舗の賃貸人との間で、賃貸借契約の「取扱商品」に当社が将来取り扱う可能性のある商品を追加する旨の合意を行うべく最大限の努力をする。

・対象者と株式会社山野楽器との間で締結した平成24年11月30日付事業譲渡契約に基づき、対象者の楽器事業の売却を実行するよう最大限努力する。

・対象者は、公開買付期間が終了するまでの間、本公開買付けに賛同する旨の取締役会決議を維持し、変更又は撤回しないこととする。但し、これを変更又は撤回しないことが対象者の取締役の忠実義務違反又は善管注意義務違反を構成する場合にはこの限りではない。
・対象者は、自ら又はその子会社をして、善良なる管理者の注意をもって、通常の業務の範囲内でその業務を運営しかつ運営させる。
・対象者は、対象者の次回の定時株主総会（平成25年５月開催予定）が開催されるまでの間、法令又は定款上の義務に基づき行うもの及び本資本業務提携契約に別途定めるものを除き、当社の事前の書面による同意がない限り、自ら株式等の募集等対象者株主の議決権割合又は持株割合を変更するおそれのある行為を行わず、また、自ら又はその子会社をして、組織再編、定款変更、重要な資産の譲渡若しくは処分その他自ら又はその子会社の事業、経営、負債等に重大な影響を与える事項を行い、又は行わせる場合には、事前に当社と協議する。
・対象者は、のぞみ債権回収との間の本準消費貸借契約を遵守し、当社の事前の書面による同意なく、当該契約を解除又は変更してはならない。

③　本第三者割当増資の概要

当社は、上記のとおり、対象者を連結子会社化し、対象者の財務体質を改善させて企業価値を向上させることを目的としていることから、本公開買付けによって、対象者の議決権の過半数を取得することができなかった場合には、本公開買付け後に対象者において検討される本第三者割当増資を引き受けることを予定しています。

具体的には、対象者は、以下の条件の本第三者割当増資を行うことを検討する予定であるとのことです。

発行新株式数：当社が対象者の議決権の過半数を取得できる範囲で決定することを検討予定
払込金額：未定（但し、当社に特に有利とならない金額とする。）
払込期日：平成 25 年２月下旬

当社は、本第三者割当増資が実施された場合には、これにより割当てられる対象者株式を全て引き受ける予定です。その場合、本第三者割当増資により、当社は対象者の議決権の過半数を取得する予定です。

なお、対象者は、本第三者割当増資の払込金額を、本第三者割当増資に係る対象者取締役会決議を行う日の前営業日のＪＡＳＤＡＱスタンダードにおける対象者株式の終値を参考に、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」の原則に準拠して、会社法第 199 条第３項に規定されている特に有利な金額には該当しないものとする予定とのことです。

（２）投資者が買付け等への応募の是非を判断するために必要と判断されるその他の情報

①　株式会社光通信グループとの資本提携の解消及び合弁会社の清算

対象者は、平成 24 年 12 月 20 日付で「株式会社光通信グループとの資本提携の解消及び合弁会社の清算に関するお知らせ」を公表しており、それによれば、対象者は平成 24 年 12 月 20 日開催の取締役会において、株式会社光通信との資本提携を解消すること、及び光通信グループ企業であるテレコムサービス株式会社と対象者が設立した合弁会社である新星堂モバイルプラス株式会社（出資比率：テレコムサービス株式会社 51%、対象者 49%）を清算することを決議したとのことです。

対象者は、株式会社光通信との間の平成 23 年１月 27 日付け資本提携契約に基づき、株式会社光通信に対して第三者割当増資を行って資金を調達し（本日の株式会社光通信の所有株式数：1,531,250 株、株式所有割合：4.34%）、当該資金を用いて、平成 23 年３月に設立された新星堂モバイルプラス株式会社を運営して、スマートフォン端末の販売・取次業務を行ってきたとのことです。しかし、大手家電量販店による携帯通信端末の取扱い拡大等による顧客獲得競争の激化から同社の販売台数・販売利益が低迷し、また、対象者がエンターテイメント小売業におけるトップ企業を目指していくためには、エンターテイメント事業に経営資源を集中させることが重要であることから、対象者は、携帯通信端末販売事業を縮小せざるを得ないと判断したとのことです。そして、新星堂モバイルプラス株式会社は事業規模の早期拡大を実現すべく設立されましたが、当該事業の大幅な縮小が余儀なくされるなかで、迅速な意

思決定を行うためには同社を清算せざるを得ず、また、同社の清算は対象者に対する株式会社光通信の出資の引き上げ事由に該当することから、株式会社光通信との資本提携についても解消せざるを得ないと、対象者は判断したとのことです。

なお、対象者は、株式会社光通信グループと資本提携の解消及び合弁会社の清算について決議しましたが、既存店４店舗の収益向上のため、株式会社光通信及びテレコムサービス株式会社と業務面での提携関係を維持していく予定であるとのことです。

また、携帯通信端末販売事業の大幅な縮小や合弁会社の清算により、約 79 百万円の特別損失が見込まれるとのことです。

詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

② 固定資産の譲渡

対象者は、平成 24 年 12 月 20 日付で「固定資産の譲渡及び特別利益の発生に関するお知らせ」を公表しており、それによれば、対象者は、資産効率の向上と財務体質の強化のため、対象者が保有する店舗不動産（土地及び建物の合計帳簿価額：39 百万円）を 54 百万円（予定）で株式会社ビーロットへ譲渡することを決議し、これに伴い固定資産売却益（13 百万円）が発生するとのことです。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

③ 業績予想の修正

対象者は、平成 24 年 12 月 20 日付で「平成 25 年２月期業績予想の修正及び特別利益並びに特別損失の発生に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく、対象者の平成 25 年２月期業績予想の概要は以下のとおりです。なお、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また、実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。

ⅰ 平成 25 年２月期 業績予想の修正等（平成 24 年３月１日～平成 25 年２月 28 日）

	売 上 高	営業利益	経常利益	当期純利益	１株当たり当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想（A）	25,100	100	200	50	1.42
今回修正予想（B）	23,600	△240	△140	2,800	79.49
増減額 （B-A）	△1,500	△340	△340	2,750	
増減率 （%）	△6.0	－	－	－	
(ご参考)前期実績 (平成 24 年２月期)	26,063	△231	△366	△879	△24.96

ⅱ 平成 25 年２月期業績予想修正の理由

対象者は、以下の理由から業績予想を修正しているとのことであり、その結果、対象者の平成 25 年２月期の通期業績は売上高 236 億円、営業損失は２億 40 百万円、経常損失は１億 40 百万円、当期純利益は 28 億円となる見込みであるとのことです。

（ａ）業績の下振れによる下方修正

対象者は、主力の音楽・映像ソフトの商品のリリースが大きく減少する見通しとしており、店頭及びインターネット経由による売上が予想よりも大きく下回ることに加え、楽器事業においては、高額商品の買い控えが顕著になっていることに加えて、楽器事業譲渡の影響があること、携帯通信端末販売事業の縮小を進めていることなどから、通期の売上高は前回予想に対して 15 億円下回る 236 億円を見込みでいるとのことです。また、経費削減を進め、予想に対して１億 34 百万円を圧縮する見込みであるものの、売上高減少に伴う売上総利益高の低下を補うには至らず、通期の営業損失は２億 40 百万円、経常損失は１億 40 百万円となる見込みでいるとのことです。

（ｂ）固定資産売却益の計上

上記「②　固定資産の譲渡」のとおり、対象者は、自社所有不動産の売却に伴い、有形固定資産売却益 13 百万円の特別利益を見込んでいるとのことです。

（ｃ）楽器事業譲渡損の計上

対象者が、平成 24 年 11 月 30 日付「楽器事業部門の事業譲渡契約の締結及び特別損失の発生に関するお知らせ」にて公表しておりますとおり、対象者の楽器販売部門を平成 25 年２月１日をもって株式会社山野楽器へ事業譲渡することに伴い、11 億 70 百万円を事業譲渡損失として特別損失に計上するとのことです。

（ｄ）店舗退店に伴う減損損失の計上

対象者は、平成 24 年 12 月より平成 25 年２月までの第４四半期会計期間に、５店舗を退店することを決議していることから、これらの店舗に係る有形固定資産除却損３百万円を特別損失に計上するとのことです。

（ｅ）携帯通信端末販売事業の縮小による特別損失の計上

上記「①　株式会社光通信グループとの資本提携の解消及び合弁会社の清算」のとおり、対象者は、新星堂モバイルプラス株式会社の清算にともなう 79 百万円の関係会社整理損を特別損失として計上します。

（ｆ）当社との資本業務提携契約の締結による損益への影響

対象者は、当社との資本業務提携契約の締結により事業の見直しに着手しており、翌事業年度に予定されております本社移転に伴う費用 80 百万円、６店舗の閉店計画に伴う減損損失 10 百万円を特別損失として計上する予定であるとのことです。一方、本債権放棄による債務免除益 44 億 23 百万円を特別利益として計上する予定であるとのことです。

Ⅱ．本資本業務提携契約について

１．本資本業務提携契約の背景と目的

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」「１．買付け等の目的等」をご参照ください。

２．本資本業務提携契約の内容等

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」「１．買付け等の目的等」「（４）本公開買付けに関する重要な合意等」「①本資本業務提携契約」をご参照ください。

当社は、対象者株式を本公開買付けにより、最大で 20,000,000 株（取得後の株券等所有割合：56.78%）を取得する予定です。また、当社が取得する対象者の株式取得価額については、「Ⅰ．本公開買付けについて」「２．買付け等の概要」「（７）買付代金」をご参照下さい。

３．本資本業務提携の相手先の概要

前記「Ⅰ．本公開買付けについて」「２．買付け等の概要」「（１）対象者の概要」をご参照ください。なお、対象者の最近３年間の経営成績及び財政状態に関する数値は下記のとおりです。

対象者の最近３年間の経営成績及び財政状態			（単位：千円）
	平成 22 年２月期	平成 23 年２月期	平成 24 年２月期
純資産	△1,275,098	816,729	△42,899
総資産	17,140,921	14,057,729	12,317,036
１株当たり純資産（円）	△37.84	23.19	△1.22
売上高	35,269,499	29,482,516	26,063,126
営業利益	△1,777,672	△380,507	△231,158
経常利益	△1,996,672	△538,615	△366,913
当期純利益	△3,226,998	2,015,742	△879,165
１株当たり当期純利益（円）	△95.78	59.79	△24.96
１株当たり配当金（円）	―	―	―

４．日程

取締役会決議	平成 24 年 12 月 20 日
本資本業務提携契約締結	平成 24 年 12 月 20 日
本公開買付けの開始（予定）	平成 24 年 12 月 21 日（予定）
本公開買付けの終了（予定）	平成 25 年２月１日（予定）
本公開買付けの結果の公表（予定）	平成 25 年２月２日（予定）

５．今後の見通し

業績への影響については現在精査中であり、今後、業績予想の修正の必要性及び公表すべき事実が生じた場合には、速やかに公表いたします。

以　上